諏訪市古材利活用事業等一般仕様書

この仕様書は、諏訪市長（以下「発注者」という。）が、実施する古材利活用事業等（以下「事業」という。）に関し、受注者が履行しなければならない仕様を示すものである。

1. 総則

（1）一般仕様書の適用

事業は、本仕様書に従い施行しなければならない。

（2）公益確保の義務

受注者は、事業に行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

（3）提出書類

受注者は、事業の着手にあたって発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

① 事業計画書

② 事業従事者名簿

③ 事業手順・人員の配置を明らかにした書類等

なお、提出した事項を変更しようとするときは、速やかに書面にて報告すること。

（4）協議及び報告等

事業の実施期間中において受注者は発注者と緊密な連絡を保ち、作業を遂行しなければならない。また、打合せ事項について受注者は、その都度「打合せ議事録」を提出しなければならない。

（5）関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

2 損害賠償責任

受注者が故意又は過失により、諏訪市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。ただし、その発生が諏訪市又は第三者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

なお、事業完了後に損害が発生し、又は損害の発生を知った場合も同様とする。

3 事業の範囲

受注者は、本仕様書に明示されていない事項であっても、事業に関連すると認められるものについては、これを適切に行わなければならない。

4 協議

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合については、発注者と受注者の協議によって決定する。

ただし、緊急を要する場合及び協議が成立しない場合については、発注者の指示するところによる。